

# 一部繰上償還申出書

一部

公立学校共済組合神奈川支部長 殿

年 月 日

|               |     |  |  |  |            |     |  |  |  |
|---------------|-----|--|--|--|------------|-----|--|--|--|
| 所属コード         |     |  |  |  | 組合員証番号     |     |  |  |  |
| 所属所名<br>(TEL) | ( ) |  |  |  | 氏名<br>(職名) | ( ) |  |  |  |

公立学校共済組合貸付規程及び公立学校共済組合神奈川支部貸付細則に基づいて、次の借受金を一部繰上償還したいので申し出ます。

受付期間 【夏期】 6月1日～15日必着 (15日が土日祝日にあたる場合は、直前の平日)  
 【冬期】 12月1日～15日必着 (15日が土日祝日にあたる場合は、直前の平日)

(例) 6月1日～15日 着 → 7月1日～15日 振込 (7月上旬振込依頼書送付)

1 貸付種別を○で囲み、貸付番号と貸付年月日、給料月額を記入してください。

|    |      |    |    |    |    |    |    |            |            |
|----|------|----|----|----|----|----|----|------------|------------|
| 一般 | 住宅災害 | 住宅 | 教育 | 災害 | 医療 | 結婚 | 葬祭 | 介護<br>(住宅) | 介護<br>(災害) |
| 11 | 21   | 31 | 41 | 51 | 61 | 71 | 72 | 81         | 82         |

|      |   |  |  |  |   |                    |   |   |   |
|------|---|--|--|--|---|--------------------|---|---|---|
| 貸付番号 | 第 |  |  |  | 号 | 貸付年月日              | 年 | 月 | 日 |
| 給料月額 |   |  |  |  | 円 | ← 教職調整額・給料の調整額を含む額 |   |   |   |

2 一部繰上償還する金額(振込額)を記入してください。

|            |  |  |  |  |  |   |
|------------|--|--|--|--|--|---|
| 一部償還額(毎月分) |  |  |  |  |  | 円 |
| 〃 (ボーナス分)  |  |  |  |  |  | 円 |
| 〃 合計       |  |  |  |  |  | 円 |

返済中の貸付けが、毎月分のみ場合は10万円以上を、ボーナス分に残額がある場合は20万円以上を(内1/2以上はボーナス分に充てる)償還してください。

ボーナス分を全額償還する場合は枠内に「全額」と記入してください。

3 繰上償還後の償還方法を記入してください。  
 返済中の貸付けが毎月償還のみの場合、またはボーナス分を償還済みの場合は、《毎月分》のみを記入。

| 《毎月分》                    | 《ボーナス分》                  |
|--------------------------|--------------------------|
| ア 現在の償還額に近い金額で、償還回数を減らす  | ア 現在の償還額に近い金額で、償還回数を減らす  |
| イ 残回数そのまま、1回当たりの償還額を低くする | イ 残回数そのまま、1回当たりの償還額を低くする |
| ウ 繰上後の償還回数を( )回にする       | ウ 繰上後の償還回数を( )回にする       |
|                          | エ ボーナス分を全額償還する           |

- 最新の給料明細書の写しを添付してください。
- 申し出に不備があり受付期間内に組合員と連絡が取れない場合は、申し出を取り消します。
- 振込依頼書は受付締切後の翌月上旬に、所属所経由で本人あてに送付します。
- 振込期限は受付締切後の翌月15日です。(土日祝日にあたる場合は、直前の平日)
- 振込期限内に入金が確認できない場合は、申し出を取り消します。
- 繰上金の振込月までは、同額で給与等から控除(給与天引)します。(振込月の翌月から新償還額)
- 猶予金がある場合は、猶予金から優先して繰上償還します。
- 繰上償還により、当該12月末の残高が0円になる場合や、繰上償還後に毎月分の償還回数(済回数+今後の回数)が120回未満になる場合は、年末調整の際に共済組合の借受金に対して受けていた所得税の住宅借入金等特別控除適用対象外になります。

【提出先】 〒231-8309 横浜市中区日本大通 5-1 公立学校共済組合神奈川支部 共済経理グループ